

## 運送約款

### 目次

1. 第1条:本約款における特定表現の意味
  2. 第2条:約款の適用性
  3. 第3条:航空券
  4. 第4条:途中降機
  5. 第5条:運賃、税金、料金と手数料
  6. 第6条:予約
  7. 第7条:チェックインと搭乗
  8. 第8条:運送の拒否および制限
  9. 第9条:手荷物
  10. 第10条:フライトのスケジュール、遅延、キャンセル
  11. 第11条:払戻し
  12. 第12条:機内での行為
  13. 第13条:追加サービスの手配
  14. 第14条:出入国手続き
  15. 第15条:相次運送人
  16. 第16条:損害の責任
  17. 第17条:損害賠償請求期限および出訴期限
  18. 第18条:改定及び権利放棄
  19. 第19条:その他の条件
  20. 第20条:解釈
- 

### 第1条 - 本約款における特定表現の意味

本約款を読む際は、以下をご参照ください。

- 1.1 「当社」とは、南アフリカ航空株式会社[South African Airways SOC.]をいいます。
- 1.2 「旅客」とは、航空券に従って航空機で運送される乗務員以外の全ての人をいいます。（下記の「旅客」の定義もご参照ください）
- 1.3 「予定寄航地」とは、出発地及び到着地を除く地点で、旅客の旅程上の予定された経由地として航空券に記載された地点をいいます。
- 1.4 「航空会社コード」とは、特定の航空会社を表す2文字または3文字のコードをいいます。
- 1.5 「指定代理店」とは、当社の航空輸送サービスを代理して販売するよう指定された販売代理店をいいます。
- 1.6 「手荷物」とは、旅客が旅行する際に携行する個人的所有物をいいます。別段定めがない限り、受託手荷物と機内持込手荷物の両方を指します。
- 1.7 「手荷物切符」とは、旅客の受託手荷物の運送にかかわる航空券の一部をいいます。

- 1.8 「手荷物タグ」とは、受託手荷物の識別のために発行される証票をいいます。
- 1.9 「運送人」とは、航空運送人をいい、航空券または関連航空券に航空会社コードで記載される当社以外の航空会社をいいます。
- 1.10 「受託手荷物」とは、当社が保管し手荷物合符を発行した手荷物をいいます。
- 1.11 「チェックインの締切時刻」とは、航空会社が定める締切時間をいい、旅客はその時刻までにチェックイン手続きを完了し搭乗券を受け取らなければなりません。
- 1.12 「契約の条件」とは、航空券またはEチケット控えに記載されているか、またはそれらに付随する契約条件として認識される記載文をいいます。これらは参照することにより組み込まれる本運送約款および告知をいいます。
- 1.13 「関連航空券」とは、同一の旅客に対し、ある航空券に関連しこれと結合して発行される航空券で、それらの航空券が一体となって単一の運送契約をなすものをいいます。
- 1.14 「条約」とは、以下のいずれかの文書のうち、適用されるものをいいます。
- 1.14.1 1929年10月12日ワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（以下「ワルソー条約」といいます）
- 1.14.2 1955年9月28日ハーグで署名された「1955年にハーグで改正されたワルソー条約」
- 1.14.3 1975年のモントリオール第一追加議定書で改正されたワルソー条約
- 1.14.4 1975年のモントリオール第二追加議定書と、ハーグで改正されたワルソー条約
- 1.14.5 1975年にハーグ第四対か議定書で改正されたワルソー条約
- 1.14.6 1961年にワルソー条約に補足されたグアダハラ補足条約
- 1.14.7 1999年5月28日モントリオールで締結された「国際航空運送についての規則の統一に関する条約」
- 1.15 「クーポン」とは、印刷された搭乗クーポンと電子クーポンの両方をいい、名前が記載されている旅客は搭乗用片に記載された特定のフライトに搭乗する権利を有します。
- 1.16 「損害」とは、当社による運送またはそれに付随するサービスに起因または関連して発生する旅客の死亡、負傷もしくは身体的損傷、手荷物の紛失、部分的紛失、盗難もしくはその他の損害を含んだものをいいます。
- 1.17 「日」とは暦日をいい、すべての曜日を含みます。但し通知に関しては、通知を発した日を参入しません。また航空券の有効期限に関しては、航空券が発行された日、または航空旅行を開始した日を参入しません。
- 1.18 「電子クーポン」とは当社のデータベースに保存されている電子搭乗用片あるいはその他の重要書類をいいます。
- 1.19 「電子航空券」とは、当社または当社指定代理店により発行されるEチケット控え、電子クーポン、および該当する場合は搭乗書類をいいます。
- 1.20 「フライトクーポン」とは、航空券の”good for passage（搭乗用）”と記載された部分、または電子航空券の場合は電子クーポンをいい、旅客が航空機に乗る権利を有する出発地と目的地が明記されています。
- 1.21 「不可抗力」とは、しかるべき注意を全て払っても結果を回避することができない、制御できない通常とは異なる予測不可能な状況をいいます。
- 1.22 「Eチケット控」とは、電子航空券で旅行する旅客に対し当社が発行する、旅客の氏

名、フライト情報および通知が記載されている書類をいいます。

1.23 「旅客」とは、乗務員以外で、航空券の記載に従って航空機で運送される人をいいます。

1.24 「旅客用片」または「旅客控」とは、当社または当社の指定代理店により発行される航空券の一部で、その旨の表示があり、最終的に旅客が保有する部分をいいます。

1.25 「SDR (Special Drawing Right)」とは国際通貨基金の定める「特別引出権」をいいます。

1.26 「途中降機」とは、出発地と目的地との間の地点で旅客が行う旅行の計画的中断をいいます。

1.27 「料金規定」とは、必要に応じて関係機関に提出する航空会社の公示運賃、手数料および、または関連運送約款をいいます。

1.28 「航空券」とは、当社もしくは当社指定代理店により発行された「旅客航空券および手荷物切符」という名の書類または電子航空券のいずれかをいいます。これらには運送約款、通知および搭乗用片を含みます。

1.29 「持ち込み手荷物」とは、受託手荷物以外の旅客の手荷物をいいます。

---

## 第 2 条 - 約款の適用性

### 2.1 総則

2.1.1 本 2.2、2.4、2.5 の条項を除き、当社の運送約款は、当社の名称または航空会社コードが航空券の航空会社欄に表示されているフライト、またはフライト区間のみにも適用され、いかなる場合でも当社は旅客に対し法的責任を負います。

2.1.2 本運送約款は参照その他により優待および割引運賃運送にも適用されますが、すでに当社が別の規則や規定または関連契約書において、通行証または航空券を提供している場合は除きます。

### 2.2 チャーター便の運航

運送がチャーター契約に従って運航される場合、本運送約款は参照その他により、チャーター契約または航空券に組み込まれる範囲内で適用されるものとします。

### 2.3 コードシェア

一部のサービスでは、当社は他の航空会社と「コードシェア」と呼ばれる取り決めを行うことがあります。これは旅客が当社で予約し、当社名または当社の航空会社コードが運航航空会社として記載された航空券を所持していても、別の航空会社が航空機を運航する可能性があることを意味します。コードシェア便が適用される場合は、予約時に航空機の運航会社についてお知らせします。

### 2.4 法律の優先

これらの運送約款は、料金規定または適用法令と相違がない限り適用されるものとします。相

違がある場合は、料金規定または適用法令が優先されます。適用法令により本運送約款のいずれかの条項が無効とされる場合でも、その他の条項は引き続き有効とします。

## 2.5 規定よりも優先される約款

本運送約款に記載されていない限り、特定の事項に関する本運送約款とその他の規定との間に相違がある場合、本約款が優先されるものとします。

---

## 第 3 条 - 航空券

### 3.1 一般規定

3.1.1 当社は航空券に名前の記載がある旅客に対してのみ運送を提供し、旅客には適切な身分証明書の提示が求められます。

3.1.2 航空券は譲渡できません。

3.1.3 割引料金で販売される航空券の中には、一部または全額が払戻しの対象にならないものがあります。旅客は本人の希望・ニーズに最適な運賃を選択するものとします。また航空券を取消さなければならない場合に備えて、保険の加入も考慮する必要があります。

3.1.4 旅客が本 3.1.3 の条文で述べた払い戻しできない航空券を持ち、完全に未使用であり、かつ不可抗力により旅行ができなくなったものについては、速やかに当社へ通知し当該不可抗力の証明を提示していただく事を条件として、将来当社をご利用いただく際に利用可能な、返金不可金額分のクレジットを発行します。ただし、このクレジット額から相応の管理手数料を差し引かせていただきます

3.1.5 航空券はいかなる時も発券航空会社の所有物です。

3.1.6 航空券の必要条件。電子航空券の場合を除き、当該フライトのクーポン、その他の未使用のクーポン、および旅客用片を含む有効な航空券の提示がない旅客は、フライトを利用する権利はないものとします。さらに、提示した航空券が損傷している場合や、当社もしくは当社の指定代理店以外の第三者によって変更された場合は、フライトを利用する権利はないものとします。電子航空券の場合は有効な身分証明書の提示と、当該旅客の名前で正式に発券された有効な電子航空券がない限り、フライトを利用する権利はないものとします。

### 3.1.7 航空券の紛失等

3.1.7(a) 旅客により航空券（またはその一部）を紛失、破損された場合、または旅客用片及び未使用の全クーポンを含む航空券が提示されなかった場合、旅客からの要望に応じ、当該フライトの有効な航空券が正式に発行されたという証拠を即時に確認可能であり、航空券の誤用・悪用によって当社または他の航空会社が被った相応の費用を元の航空券と同額を最高額として当社へ払い戻す旨の同意書に旅客が署名することを条件に、当社は新規航空券を発行し当該航空券（またはその一部）を交換します。当社は、当社の過失によりこのような損失が発生した場合、旅客に補償請求はしません。航空券の紛失・破損が当社又は当社職員の過失による場合を除き、当社は新しい航空券を発行する際に相応の管理手数料を請求します。

3.1.7(b) (a)に記載された必要証拠がない場合、又は上述の同意書に旅客が署名しなかった場合、新たな航空券を発行する航空運送人は、元の航空券を発行した運送人が紛失・破損された航空券が有効期限内に使用されなかったことを確認できた場合には払戻すことを条件に、代替航空券代金全額を限度とし支払いを要求する事ができます。有効期限内に元の航空券が発見された場合は、新たな航空券を発行した運送人にその航空券を提出すると、上述の払い戻し手続きが行われます。

3.1.8 航空券は貴重品です。紛失したり、盗難に遭わないよう、旅客は適切かつ安全な方法で保管する必要があります。

### 3.2 有効期間

3.2.1 航空券、本約款または適用料金規定（航空券の有効期限に制限が設けられている場合があ

り、かかる場合には航空券にその制限が記載されています）に別段記載がない限り、航空券の有効期限は以下の通りです。

3.2.1.1(a) 当条約が定める通り、国際線の場合は発行日から1年、または

3.2.1.1(b) 南アフリカ共和国国内線のみの場合は発行日から6ヶ月、または

3.2.1.1(c) 航空券の発行日から国際線航空券の場合は1年以内、国内線航空券の場合は6ヶ月以内に旅行開始した場合に限り、国際線航空券は最初の搭乗日から1年間、国内線航空券は最初の搭乗日から6ヶ月間有効となります。

3.2.2 旅客が予約の依頼をした時点で当社が予約を確定できず、航空券の有効期間内に旅行できない場合は、かかる航空券の有効期間を延長するか、または本11条に従って払戻しをします。

3.2.3 旅行開始後、疾病により航空券の有効期間内に旅行ができない場合、旅客の健康が旅行可能な状態に回復するまで、あるいはかかる時期後における当社の最初のフライトまで、旅行を再開する地点から支払済み料金の座席クラスに空席があれば、航空券の有効期間を延長することがあります。このような場合は診断書による証明が必要です。航空券に残っているクーポン、または電子航空券の場合は電子クーポンに1回以上の途中降機が含まれる場合、当該航空券の有効期間は診断書に示されている日から3ヶ月以上延長されることはありません。本状況において、旅客に同行する近親者の航空券の有効期間も同様に延長します。

3.2.4 旅行中に旅客が死亡した場合、その旅客の同伴者の航空券に設けられた最低旅行日数を免除、または有効期間を延長して変更することができます。すでに旅行を開始している旅客の近親者が死亡した場合には、当該旅客の航空券と当人に同行している近親者の航空券の有効期限を同様に変更することができます。このような変更はすべて有効な死亡証明書の受理をもってなされ、有効期間の延長は死亡日から45日を超えることはありません。

### 3.3 クーポンの使用順序

3.3.1 旅客が購入した航空券は航空券に記載された出発地から予定寄航地を経由し最終目的地までの運送に限り有効です。旅客が支払った運賃は当社の料金規定に基づいており、航空券に記載された運送に対するものです。これは当社と旅客の契約において極めて重要な部分を占めています。航空券は、すべてのクーポンが記載された通りの順序で使用されない場合、無効となります。

3.3.2 旅程のいかなる部分についても変更を希望される場合は、旅客は当社へ前もって連絡しな

ければなりません。変更後の運賃が算出され、新たな料金で同意するか、航空券発券当初の予定のままにするか選択可能です。不可抗力により変更を余儀なくされた場合は、できる限り速やかに当社へ連絡することが求められます。当社は旅客が次の途中降機地あるいは最終到着地まで移動できるよう、運賃の再計算をすることなく相応の努力をします。

3.3.3 旅客が当社の合意無く旅程を変更した場合、当社では実際の旅行にかかる正確な価格を算出します。旅客がすでに支払った価格と変更後の価格に差がある場合、旅客はその差額を支払わなければなりません。変更後の運賃価格の方が低額の場合、当社はその差額を払い戻します。未使用のクーポンは無価値となります。

3.3.4 変更内容によっては運賃に影響しない場合もありますが、出発地を変更する（たとえば、最初の区間を飛行しない場合など）、あるいは旅行の順序を逆にするなどの変更は、運賃が増額となる事があります。運賃の多くは航空券に記載された日付とフライトでのみ有効であり、変更が全くできないか、追加料金の支払いがある場合のみ可能な場合があります留意が必要です。

3.3.5 旅客の航空券に含まれる各フライトクーポンは、予約した搭乗クラス、日付、フライトによる運送のみが対象となります。予約指定なしで発行された航空券については、当社の料金規定と空席状況に基づいて後日予約が可能です。

3.3.6 当社に事前にお知らせ頂くことなく搭乗されなかった場合、復路または乗継便の予約を取り消す場合があります。事前にご連絡頂ければ、その後のフライトは取り消されません。

#### 3.4 運送人の名称と住所

当社の社名は航空会社コードに略されているか、そうでなければ航空券に記載されています。当社の住所は、航空券の「運送人」欄にある当社を示す最初の略記の向かいに表示された出発地空港とし、電子航空券の場合は、Eチケット控の最初の搭乗区間に表示されている空港とします。

---

## 第 4 条 - 途中降機

4.1 途中降機は、適用法令等および会社規則により、予定寄港地において認められます。

4.2 途中降機は、事前に手配され航空券に明記されている場合に認められます。

---

## 第 5 条 - 運賃、税金、料金と手数料

### 5.1 運賃

運賃は、特に明示していない限り、出発空港から到着空港までの運送にのみ適用されます。運

賃には空港間、空港と市街地間の地上輸送は含まれません。旅客の運賃は、当社の運賃規則に基づいて算出され、航空券購入日に、旅程表に記されたフライトにおいて有効な金額です。旅程または旅行日の変更は、支払い運賃価格に影響する場合があります。

### 5.2 税金、料金、手数料

政府またはその他の機関、あるいは空港運営者が課す税金、料金は旅客が支払います。航空券の購入時に、航空運賃に含まれない税金、料金、手数料についてお知らせします。またそのほとんどは航空券に別途記載されます。航空旅行に課せられる税金、料金、手数料は常に変動しており、航空券発行後に課されることもあります。航空券に表示されている税金、料金、手数料が増額された場合、旅客はそれを支払わなければなりません。同様に、新たな税金、料金、手数料が航空券発行後に課せられた場合、旅客はそれを支払わなければなりません。また、旅客が航空券発行時に当社へ支払った税金、料金、手数料が廃止または減額され、旅客への適用がなくなる、あるいは支払うべき金額が減額した場合、旅客は払戻し請求ができません。

### 5.3 通貨

運賃、税金、料金、手数料などは、支払い前または支払い時に、当社あるいは当社指定代理店による特別な指示がない限り（例えば現地通貨の兌換性が無い等の理由で）、航空券が発行される国の通貨で支払われなければなりません。当社は、当社の自由裁量に基づき、他の通貨での支払いを承諾する場合があります。

---

## 第 6 条 - 予約

### 6.1 予約の条件

6.1.1 当社または当社の指定代理店は、旅客の予約を記録します。ご要望に応じて、書面による予約確認を旅客に提供します。

6.1.2 特定の運賃には、旅客が予約の変更あるいはキャンセルをする権利を制限または除外する条件が付されています。旅客は運賃に適用される条件を確認するものとし、当社では旅客が確認をしなかった場合の責任を負いません。

### 6.2 発券期限

当社あるいは当社の指定代理店により指定された発券期限までに旅客が航空券の支払いをしなかった場合、当社は旅客の予約を取り消す場合があります。

### 6.3 個人情報

旅客は以下の目的で旅客の個人情報が当社に提供されたことを承諾するものとします：予約、航空券の購入、付帯サービスの享受、サービスの開発および提供、入国審査・入国手続きの円滑化、および政府機関へデータ提供。これらの目的のために、旅客は当社に対し、これらのデータを保有および使用すること、当社の事業所、指定代理店、政府機関、他の航空会社または前述サービスの提供者へ転送することを承認するものとします。当社は旅客に対し、当社が本データを使用または転送したことで発生するいかなる損失や費用について

も、かかる損失や費用が当社の怠慢によるものでない限り、責任を負いません。旅客は、政府の規定により具体的な個人情報（緊急連絡先を含みます）を当社に提供するよう求められることがあります。

#### 6.4 座席

当社では、事前座席指定を履行するよう努めていますが、特定の座席の確保を保証することはできません。当社は、いつの時点でも、また搭乗後であっても、座席の割り当てまたは再割り当てを行う権利を有します。これは運航、安全上、または保安上の理由から必要となる場合があります。

#### 6.5 予約の再確認（リコンファーム）

6.5.1 乗り継ぎ便または復路便の予約は、指定期限内に予約の再確認を必要とする場合があります。当社では、再確認を行う必要がある時期と方法、および再確認先について旅客に通知します。再確認が必要な場合に旅客がそれを怠った場合は、当社は旅客の乗り継ぎ便または復路便の予約をキャンセルする場合があります。但し、旅客から当社に旅行を継続する旨の連絡があり、フライトに空席がある場合は、予約を元に戻し運送を行います。フライトに空席がない場合、当社は旅客を次の目的地または最終到着地に運送する相応の努力を払います。

6.5.2 旅客は、再確認の必要性を、旅行に関わっている運送人すべてに問い合わせなければなりません。必要な場合、航空券上に当該フライトとして表示されているコードの運送人に再確認してください。

#### 6.6 乗り継ぎ便のキャンセル

当社に事前の通知なく旅客がフライトに搭乗されなかった場合、当社は旅客の復路便または乗り継ぎ便の予約をキャンセルすることがあります。但し、事前の連絡があった場合、その後に続く予約をキャンセルしません。

---

## 第7条 - チェックインと搭乗

7.1 チェックイン締切時刻は各空港で異なります。旅客はチェックイン締切時刻を確認し厳守することが求められます。チェックイン締切時刻に間に合うよう時間に余裕を持って臨むことで、旅行がスムーズに進みます。当社は、指定のチェックイン締切時刻が厳守されなかった場合、旅客の予約を取り消す権利を有します。当社または当社の指定代理店は、チェックイン締切時刻をお知らせします。旅行中の後続フライトに関しても、チェックイン締切時刻を自ら確認することが必要です。当社のフライトのチェックイン締切時刻は、当社の時刻表に掲載されており、当社または当社の指定代理店からも入手可能です。

7.2 チェックインは、受託手荷物とともに搭乗者本人が行わなければなりません。第三者によるチェックインは認められません。本人がチェックインを行わなかった場合には搭乗できません。

7.3 旅客は搭乗ゲートに、チェックイン時に当社が指定した時間までに起こしいただく必要があります。

7.4 搭乗ゲートに旅客が時間までに起こしただけなかった場合は、予約した席が取り消される



場合があります。

7.5 当社は、本条項に従わなかったことで生じるいかなる負担や費用についても、旅客に対し責任を負いません。

---

## 第 8 条 - 運送の拒否と制限

### 8.1 運送拒否権

当社の裁量の適切な行使において、当社は、旅客への書面による通知をもって、当該通知の日付以降いつでも、旅客またはその手荷物の運送を拒否することができます。本状況において、旅客は払戻しが受けられます。当社は、以下のいずれかの状況が発生した場合、あるいは起こり得ると当社が合理的に判断する場合、旅客または旅客の手荷物の運送を拒否することができます。

8.1.1 運送拒否が、適用される政府の法律、規制、または命令に従うために必要な場合、

8.1.2 旅客またはその手荷物の運送が、他の旅客あるいは乗務員の安全と健康を危険にさらす可能性があり、快適さに実質的な影響を与える場合、

8.1.3 アルコールや薬物による機能障害を含め、旅客の精神的あるいは肉体的状態が、旅客自身、他の旅客、乗務員、または財産に障害や危険をもたらす場合、

8.1.4 旅客が前回のフライトで不正を働き、当社に、同様の行為が繰り返す可能性があるとして判断するに足る理由がある場合、

8.1.5 旅客がセキュリティ検査を拒んだ場合、

8.1.6 旅客が、適用される運賃、税金、料金、手数料を支払っていない場合、

8.1.7 旅客が有効な渡航書類を携行せず乗り継ぎを利用して入国を試みるとの疑いがある場合、旅客が有効な渡航書類を携行していない場合、自身の渡航書類を飛行中に破棄したり、乗務員に控えと引き換えに渡航書類の引き渡しを拒否した場合、

8.1.8 旅客が提示した航空券が、不法に入手された航空券、当社または当社の指定代理店以外から購入された航空券、紛失または盗難届けが出されている航空券、偽造航空券である場合、あるいは旅客が航空券上に記載されている氏名の人物であることが証明できない場合、

8.1.9 第 3.3 条で定義されているクーポンの使用順序および使用に関する必要事項を遵守しない、または当社あるいは当社の指定代理店以外が方法を問わず発行し、または変更した航空券を提示、あるいは航空券が切断されている場合、

8.1.10 旅客が安全と保安に関する当社の指示を守らない場合、

8.1.11 その他の理由または、合理的な意見をもって旅客または旅客の手荷物の運送を拒否できる場合、

8.1.12 旅客が以前、上記に言及された作為または不作為のいずれかを行っている場合。

### 8.2 特別なサポート

同伴者のない小児、身体の不自由な旅客、妊婦、疾病のある旅客、その他特別なサポートを必要とする旅客の受け入れは、当社との事前の手配が必要です。傷害の旅客が特別な要望事項を

発券時に当社へ連絡済みで、当社にてそれを受け入れた場合、当該障害または特別な要望事項を理由に運送を拒否されることはありません。当該旅客の運送に適用される当社の規定または政府の規定のコピーはSAAの各支店で入手できます。特別なサポートをうけている旅客は非常口付近には座れません。

### 8.3 オーバーロード

運送人が、航空機重量制限または座席収容能力を超過していると判断した場合、運送人の合理的な裁量の範囲をもって、また本一般条件の9.6.3および10.2.4の条項に則り、運送すべき旅客および手荷物を決定します。

---

## 第9条 - 手荷物

### 9.1 無料手荷物許容量

旅客は、当社の条件および制限の範囲で手荷物を無料で運ぶことができます。条件の詳細は、希望すれば当社または当社の指定代理店から入手でき、また当社のウェブサイト [www.flysaa.com](http://www.flysaa.com) にも記載されています。

9.2 超過手荷物 旅客は無料手荷物許容量を超過した手荷物に対し、輸送費の支払いが求められます。超過料金に関する情報は、当社から入手する事ができ、または当社のウェブサイト [www.flysaa.com](http://www.flysaa.com) にも記載されています。

### 9.3 手荷物としてお預りできない物品

9.3.1 旅客は、手荷物に以下のものを含めてはいけません。

9.3.1.1 第1条で定義された手荷物に該当しない物品、

9.3.1.2 国際民間航空機構（ICAO）の航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針、国際航空運送協会（IATA）の危険物規則書、および当社の規定（詳細はご希望に応じて当社から入手可能です）で指定されている、航空機、人命あるいは航空機内の財産に危険を及ぼす恐れのある物品、

9.3.1.3 出発国または到達国の適用法令等、規則または命令により運送が禁じられている物品、

9.3.1.4 重量、大きさ、形状または性質上の理由から、危険、または安全でないために、あるいは使用航空機の種類等を考慮した上で、壊れやすいまたは腐敗しやすいなど、当社が運送に適していないと合理的に判断した物品。受理できない物品に関する情報は、当社より入手可能です。

9.3.2 銃器および弾薬はいかなる種類も、持ち込みあるいは受託手荷物としての運送が禁じられています。当社は旅客の無料手荷物の一部として当該物品を預かることがあり、当該物品の受付のために必要な手配を提供します。銃器は必ず弾を抜いた状態にして安全装置をかけ、ふさわしい梱包が必要です。弾薬の運送は、9.3.1.2 で定めた通り、ICAO および IATA の規定に従います。

9.3.3 剣やナイフなどの武器とそれに類似する物品は、当社の裁量により受託手荷物として受付

ができますが、航空機の客室内への持ち込みは許可されないものとします。

9.3.4 旅客は受託手荷物の中に、壊れやすいあるいは腐敗しやすい物品、芸術品、金銭、宝石、貴金属、コンピューター、個人用電子機器、携帯電話、カメラ、AV装置、譲渡可能証券、株式またはその他の有価証券、業務用書類、パスポート、その他の確認書類またはサンプルを入れてはいけません。

9.3.5 禁じられているにも関わらず、9.3.1、9.3.2および9.3.4で言及されている物品のうちひとつでも旅客の手荷物に含まれていた場合、その行為は完全に旅客の自己責任によるもので、そのような違反に関して当社が有するいかなる権利も侵害することなく、当社はかかる物品のいかなる紛失あるいは損害に対しても責任制限を超えて責任を負うことはなく、当条約の下で適用される抗弁権を援用します。

#### 9.4 運送の拒否権

9.4.1 上記 9.3.2 および 9.3.3 の段落に基づき、当社は本 9.3 に記述のある物品の手荷物としての運送を拒否することができ、当社は当該物品を発見した場合もその時点からの運送を拒否することができます。検査の権利は、それを行使するかどうかに関わらず、物品を旅客の手荷物に入れて運ぶための明示的あるいは黙示的合意を構成し、そうでない場合は運送から排除されます。

9.4.2 当社は、その大きさ、形状、重量、内容、性質上の理由で、あるいは安全性または運航上の理由で、あるいは他の旅客の快適さに関わる理由で、当社が運送にふさわしくないと合理的に判断したいかなる物品も、手荷物として運ぶことを拒否することがあります。受託のできない物品に関する情報は、当社より入手可能です。

9.4.3 当社は、安全上、保安上または運航上の理由で、旅客が所有しない手荷物でかつ旅客の手荷物の中に入れたものを含み\*、いかなる物品も手荷物として運ぶことを拒否することがあります。\*第三者から旅客に渡された手荷物または旅客の手荷物に包含されている物品、または他のだれかに代わって運ぶ手荷物でその内容物を旅客が知らない場合、必ず申告しなければなりません。そのような物品が旅客の申告ではなく当社で発見された場合、運送を拒否する事があり、また法的措置を取る可能性があります。当社はそのような手荷物に対し責任を負うことはなく、結果として生じた請求や損失に関し旅客から補償を受ける権利があります。

9.4.4 ふさわしい容器に適切かつ安全に包装していない場合には、当社の合理的な判断により運送する手荷物の預かりを拒否することがあります。当社が受託できない梱包と容器に関する情報は、当社にて入手可能です。

#### 9.5 検査する権利

安全保安上の理由で、旅客本人のスキャンおよび身体検査、旅客の手荷物のスキャンまたはX線検査の同意を求めることがあります。旅客の立会いがない場合でも、本 9.3.1 で定められた物品または銃器弾薬や武器（9.3.2 または 9.3.3 に従って当社に提出されなかった物品）を旅客が所持しまたは手荷物に入っていないか判断する目的で、手荷物を検査することができます。旅客がこの要求に応じない場合、当社は旅客およびその手荷物の運送を拒否できます。検査やスキャンが旅客に損害を与えた場合、またはX線検査またはスキャンが手荷物を毀損した場合でも、それが当社の過失または不注意によるものでない限り、当社は当該損害または毀損に責任を負いません。

## 9.6 受託手荷物

9.6.1 旅客が受託を希望する手荷物が当社に配達された時点で、当社は旅客の受託手荷物を保管し、それぞれに手荷物タグを発行します。

9.6.2 受託手荷物には、必ず旅客の名前または個人が識別できるものを添付しなければなりません。

9.6.3 受託手荷物は、可能なときはいつでも、安全上または保安上、あるいは管理上、代替フライトで運送すると決めない限り、旅客と同じ航空機で運送されます。旅客の受託手荷物が後続フライトで運送された場合には、適用法令により旅客自身が通関手続きを行なう必要がある場合を除き、当社が旅客へ手荷物を引き渡します。

## 9.7 機内持込手荷物

9.7.1 当社は、旅客が機内に持ち込む手荷物の最大サイズおよび重量またはどちらか一方を指定します。当社の指定がない場合、旅客が機内に持ち込む手荷物は、旅客の前の座席の下か、航空機の客室内にある荷物用収納スペースに収まる大きさでなければなりません。旅客の手荷物がこの方法で収納できない場合には、受託手荷物として運送されなければなりません。

9.7.2 貨物室での運送に適さない物品（繊細な楽器など）で上記9.7.1の条件を満たさない場合は、旅客が事前に当社へ連絡し許可された場合に限り、客室内の収納スペースで運送することが可能です。その場合、本サービスには別途料金の支払いが必要になる場合があります。

## 9.8 受託手荷物の受取りと引渡し

9.8.1 受託手荷物については、9.6.3の条文に従い、目的地またはストップオーバー地点で、受取りが可能になり次第、旅客が受け取る必要があります。妥当な時間内に受取りがない場合、当社は保管料金を請求することがあります。旅客の受託手荷物が受取り可能になった時点から3ヶ月以内に引き取られない場合には、旅客に対する一切の責任を負うことなく当社で処分できます。

9.8.2 手荷物切符と手荷物タグの持参人に限り、受託手荷物を受取ることができます。

9.8.3 受託手荷物の受取りを要求する人が手荷物切符を提示できず、手荷物タグによる手荷物の識別ができない場合、当人が当該手荷物に対する所有権を当社に立証できることを条件に手荷物を引き渡します。また、当社から求められた場合、本引き渡しの結果生じた損失、毀損、費用の賠償に十分な担保を提供し、弁済するものとします。

## 9.9 動物

旅客の動物を運送することに当社が同意した場合は、次の条件にしたがって運送します。

9.9.1 動物（犬、猫、鳥、その他のペット）を適切なケージに入れ、有効な健康診断書と予防注射証明書、入国許可書、その他入国先または通過国が求める書類を添付する必要があります。これらの書類がない場合の運送は許可されません。このような運送には当社が指定する追加条件が付加され、その内容は当社にて入手可能です。

9.9.2 動物、ケージ、エサともに手荷物として受け付けた場合、無料手荷物許容量には含まれず、超過手荷物として扱われ、旅客は適用料金を支払わなければなりません。動物は航空機の旅客キャビン内には運べません。適切なケージに入った動物は、航空機の貨物コンパートメントで運送します。

9.9.3 障害のある旅客に同伴する介助犬は、通常の無料手荷物許容量には含まれず無料で運送されますが、当社が指定する条件を満たしていなければなりません。条件の内容は当社にて入手可能です。

9.9.4 運送が当条約の責任規則の対象とならない場合、当社は、運送することに同意した動物の負傷、紛失、疾病、死亡に対し当社の過失によるものでない限り責任を負わず、

9.9.5 動物が入国や通過国・地域が求める出入国書類、健康診断書やその他の必要書類が揃っていない動物に対し、当社は責任を負いません。当該動物を輸送する旅客は、結果として当社に生じた罰金や、合理的な費用、損失、債務などを当社に弁済しなければなりません。

---

## 第 10 条 - フライトのスケジュール、遅延、キャンセル

### 10.1 スケジュール

10.1.1 時刻表に表示されているフライト時刻は、時刻表の発行日から実際の旅行日の間に変更される場合があります。当社ではスケジュールの保証はせず、スケジュールは当社と旅客との契約の一部を成しません。

10.1.2 当社が旅客の予約を受け付ける前に、当社は旅客にその時点で有効な予定フライト時刻を通知し、その時刻は航空券にも表示されます。しかし、旅客の航空券を発行した後、当社は予定フライト時刻の変更をしなければならない可能性があります。旅客の連絡先が提供されている場合、このような変更を通知するよう努めます。旅客が航空券を購入した後、当社が予定フライト時刻を大幅に変更し、旅客がそれを受け入れられない場合、そして当社で旅客が受け入れられる代替フライトに予約できない場合、旅客は第 11 条 2 に従って払戻しを受ける権利があります。

### 10.2 キャンセル、経路変更、遅延等

10.2.1 当社は、必要かつ合理的なあらゆる対策を講じ、旅客と旅客の手荷物輸送における遅延を回避します。特別な状況下では、対応措置として、またフライトのキャンセルを防ぐため、当社に代わってフライトを運航する代替運送人や代替航空機、またはその両方を手配することがあります。

10.2.2 本条約および EU 規約 261/2004 が適用される状況で別段取り決めがない限り、当社がフライトをキャンセルする、許容範囲内でスケジュールに沿って運航できない、旅客の目的地または途中降機地点で寄航できない、または予約が確定している乗継便に旅客が乗り継げない原因をもたらした場合、旅客には以下の選択肢があります。

10.2.2.1 当社の最も早くかつ空席がある別の定期便で運賃の追加収受なしに運送し、必要であれば、旅客の航空券の有効期間を延長する。または、

10.2.2.2 妥当な期間内で経路を変更し旅客の航空券に記載されている目的地まで、当社のフライトもしくは他の運送人のフライトで運送する、または双方が合意した他の手段とその輸送クラスを運賃の追加収受なしに運送する。改訂した経路の運賃と料金が、旅客が支払った金額より少ない場合、当社は差額の払戻しをする。または、

10.2.2.3 11.2 の条項に基づき払い戻しをする。

10.2.3 10.2.2 の条項にある状況のいずれかが起こった場合、本条約および EU 規約 261/2004 が適用される状況で別段取り決めがない限り、10.2.2.1 から 10.2.2.3 までに示された選択肢は、旅客への唯一の方法であり、当社はこれ以上の責任を負いません。

10.2.4 確定していたご予約の乗客へ当社が座席提供ができず、旅客が搭乗を拒否された、あるいはダウングレードされた場合、当社は適用法令等および当社の搭乗拒否補償規則に従い、損害賠償を提供します。

---

## 第 11 条 - 払戻し

11.1 当社は、航空券またはその未使用部分に対し、適用する運賃規定に従い、以下の通り払戻しをします。

11.1.1 本条約に別段規定がない限り、当社は航空券に名前が記載されている方、または航空券代金を支払った方に、支払いの証明が十分にできた時点で、払戻しをする権利があります。

11.1.2 航空券の支払が、航空券に名前が記載されている旅客以外の人になされており、航空券の表示に払戻し制限がある場合、当社は当該航空券の代金を支払った方に対し、またはその方の指示に従ってのみ、払戻しをします。

11.1.3 航空券の紛失の場合を除き、航空券とすべての未使用フライトクーポンが当社に引き渡された時点で払戻しをします。

11.1.4 運送人が必要とする書類の提出がなされ、当社においても十分に確認がなされた上で、払戻しが本来払戻しを受ける人以外になされた場合、それは適切な払戻しと見なされ、当社は、旅客や他者からの払戻しに関する責任、さらなる請求にも責任を負いません。

11.2 当社都合による払戻し

11.2.1 当社がフライトをキャンセルする、許容範囲内でスケジュールに沿って運航できない、旅客の目的地または途中降機地点で寄航しない、または予約確定済の乗継便へお乗継ぎできない原因をもたらす場合、払戻し金額は以下の通りです。

11.2.1.1 航空券を全く使用していない場合、支払った運賃と同額を払戻します。

11.2.1.2 航空券の一部を使用済みの場合、支払った運賃と航空券が使用された地点間の旅行運賃の差額を下回らない金額を払い戻します。

11.2.1.3 本状況下において、航空券を購入した旅客が払戻しを受領した時点で、当社は更なる責任を負わないものとします。

11.3 旅客都合による払戻し

11.3.1 旅客が、本 11.2 で定めた以外の理由で航空券の払戻しを受ける場合、払戻し金額は以下の通りです。

11.3.1.1 航空券を全く使用していない場合、旅客の支払った運賃額から相応のサービス料または取消料を差し引いた金額を払戻します。

11.3.1.2 航空券の一部を使用済みの場合、支払った運賃と航空券が使用された地点間の旅行運賃の差額を下回らない金額から、相応のサービス料または取消料を差し引いた金額を払戻します。

#### 11.4 紛失航空券の払戻し

11.4.1 旅客が航空券の全部またはその一部を紛失した場合、当社に紛失した十分な証拠を提供できる場合は相応な金額の管理手数料の支払をもって、当該航空券の有効期間終了後可能な限り早急に払戻しがなされます。但し、以下の条件があります。

11.4.1.1 紛失した航空券またはその一部が未使用で、払戻しや交換がなされていないこと（当社の過失により第三者が、また第三者に使用、払戻し、交換がされた場合を除く）、

11.4.1.2 不正使用や詐欺の場合は、払戻された金額、または紛失航空券の全部または一部が第三者に使用された場合はその金額を限度として当社に返金することに、当社が定める書式に従って同意すること（当社の過失により第三者が、また第三者に使用、払い戻し、交換がされた場合を除く）、

11.4.2 当社または当社の指定代理店が航空券の全部またはその一部を紛失した場合、当該損失は当社が責任を負います。

#### 11.5 払戻しを拒否する権利

11.5.1 当社は、航空券の有効期間終了後になされた申請に対して、払戻しを拒否することができます。

11.5.2 当社は、出国する意思があることの証拠として当社あるいは官公署に提示された航空券に対しては、旅客に国内滞在許可があることを、または旅客が別の運送人によってあるいは別の交通手段によって出国することを当社に証明できない限り、払戻しを拒否することができます。

11.6 通貨 当社は、航空券の支払い時と同じ方法、同じ通貨で払戻しをする権利を有します。

11.7 航空券の払戻し人 旅客の都合による払戻しは、航空券を最初に発行した運送人または払戻しを認可されているその指定代理店によってのみなされます。

---

## 第 12 条 - 機内での行為

### 12.1 総則

12.1.1 旅客が機内で、航空機、機内の旅客はもしくは設備に危害を及ぼす、あるいは乗務員の職務遂行を妨害する、あるいは乗務員の指示（喫煙、アルコールや薬物の摂取に関する指示を含みますがそれらには限りません）に従わない、あるいは他の乗客や乗務員に不快、不便、損害または傷害を及ぼす様な行為を行ったと当社が合理的に判断する場合、当社は当該行為の継続を防止する為に、拘束を含め必要と判断される措置を講じる場合があります。当該旅客は地点を問わず降機させられ、後続運送を拒否されたり、機内で犯した違反により起訴されることがあります。

12.1.2 旅客が上記 12.1.1 に述べた行為を行った場合、あらゆる請求、損失、罰金、刑罰、費用

(当該旅客を降機させる為に予定に無い地点へと迂回する為に発生した全ての費用、および当社、従業員、外部取引先、乗客、いかなる第三者が被ったあるいはそこで発生した損失、さらに死亡、負傷、損失、損害、延着で第三者や財産へ及ぼした影響を含みますが、これに限定されません)を当社に賠償します。

## 12.2 電子機器

12.2.1 安全上の理由から、当社は、電子機器類(携帯電話、ノートパソコン、携帯用レコーダー、携帯用ラジオ、CDプレーヤー、電子ゲームまたは無線制御付きおもちゃおよびトランシーバーを含む通信機器を含みますが、これに限りません)の機内での使用を禁止または制限します。補聴器や心臓用ペースメーカーは許されます。

12.2.2 本 12.2.1 の条項に違反した場合、当社は当該電子機器を旅客のフライトの終了まで、または現地法で求められる時間まで留保する権利を有します。

---

## 第 13 条 - 追加サービスの手配

13.1 当社が第三者と提携して航空運送以外のサービスを提供する場合、または、ホテルの予約、レンタカーなど第三者が提供する航空運送以外の運送やサービスに関するチケットやバウチャーを発行する場合、当社は旅客の単なる代理人としてこの手続きを行います。この場合、サービスを提供する第三者の条件が適用されます。当社は第三者に対し提供サービス費用の責任を負わず、旅客は当該費用に関し当社に支払うことに同意するものとします。

13.2 さらに、当社が陸上輸送を旅客に提供する場合、当該陸上輸送においては、他の条件が適用される場合があります。当該条件は求めに応じて開示可能です。

---

## 第 14 条 - 出入国手続き

### 14.1 総則

14.1.1 旅客は、全ての渡航必要書類、査証を取得し、出発国、到着国、通過国のすべての法令、規制、命令、要求、旅行要件に従う責任があります。

14.1.2 当社は、いかなる旅客に対しても、必要書類や査証を取得しなかったこと、あるいは当該法令、規制、命令、要求、要件、規則、指示等に従わなかった事に起因する結果について、一切の責任を負わないものとします。

### 14.2 渡航書類

旅行に先立ち、旅客は関連国の法令、規制、命令、要求、その他要件により必要とされるすべての出入国書類、健康その他の書類を提示し、当社がその写しを作成し、保持することを許可



する必要があります。当社は、旅客がこれらの要件に従わない、または旅客の渡航書類に不備があると思われる場合には、運送を拒否する権利を留保します。

#### 14.3 入国拒否

旅客がいずれかの国で入国を拒否された場合、旅客は当該政府が当社に課した罰金または手数料、及び当該国からの旅客の輸送費用を支払うものとします。当社は入国を拒否または却下された地点までの支払い済み運賃の払戻しは致しません。

#### 14.4 罰金、身柄拘束費用等に関する旅客の責任

旅客が当該国の適用法令、規則、命令、要求、その他の旅行要件に従わなかった、または必要書類を提示しなかったために、当社が罰金、違約金の支払いを要求されたり、何らかの費用が生じた場合、旅客は要求に応じ、当社が支払った金額あるいは負担した費用を当社に賠償するものとします。当社は、当社の裁量により、これらの支払または費用の支払に対し、旅客の支払済航空券の未搭乗区間の運賃または当社が保有する旅客の資金を充当することができます。

#### 14.5 税関検査

旅客は、要求があれば、税関その他の官公署による手荷物検査に立ち会うものとします。当社は、当該検査の過程において旅客が被る損害、または旅客がこの要求に従わなかったことにより被る損害に対して、それが当社または当社職員の怠慢によるものでない限り、一切責任を負いません。

#### 14.6 保安検査

旅客は、政府、空港職員、運送人または当社による保安検査を受けなければなりません。当社は当該保安検査過程において旅客が被る損害、または旅客がこの求めに従わなかったことにより旅客が被る損害に対して、それが当社または当社職員の怠慢によるものでない限り、一切責任を負いません。

---

## 第 15 条 - 相次運送人

1冊の航空券又は1冊の航空券に結合して発行された関連航空券により、当社とその他の航空会社が相次いで行う運送は条約の目的上、単一の取り扱いとみなされます。但し、後述の第 16.3.2 条にご注意ください。

---

## 第 16 条 - 損害賠償責任

16.1 南アフリカ航空株式会社[South African Airways SOC]と旅客の旅行に関わる各運送人の責任は、各自の運送約款によって決まります。当社の責任条項は本条に説明がある通りです。

16.2 別段の定めのない限り、国際線での旅行は本条約の定義の通り、本条約の責任規則に依

ります。特別合意に参照事項がついています（第16条4を参照）。

16.3 旅客の運送が本条約の責任規則に依らず、あるいは矛盾していない場合、以下の規則が適用されます。

16.3.1 当社が損害に対して負うあらゆる責任は、適用法令等に従い、旅客の怠慢、不法行為、または不作為が当該損害の原因となった場合、軽減されます。

16.3.2 当社は、飛行全体または航空券上の当社の航空会社コードの記載のある区間における運送中に起こった損害に対してのみ責任を負います。他の運送人によって運送が行われる区間のために当社が航空券を発行し、あるいは手荷物を受託する場合には、当社は当該運送人の代理人としてのみこれらの行為を行います。しかしながら、受託手荷物に関しては、旅客は最初の運送人または最終の運送人に対して請求することができます。

16.3.3 当社は当社の過失に因らない持込手荷物に対する損害については一切責任を負いません。

16.3.4 当社は、適用法令等または政府規則および規定を遵守すること、または旅客が本法に従わなかったことに起因するいかなる損害に対しても責任を負いません。16.3.5 損害の原因となることを意図して行った場合の、または無謀にもおそらく損害が発生するという知識があった場合の作為または不作為の場合を除き、旅客の旅行にワルソー条約を適用する場合、受託手荷物の毀損に対する当社の責任は1 kgあたり19 SDRを限度とし、持ち込み手荷物への毀損に対しては旅客1名につき332 SDRを限度とし、あるいはモントリオール条約を適用する場合は受託および持ち込み手荷物に対して1,131 SDRを限度とします。どちらの場合も適用法令等に従い異なる責任制限が適用されることが条件です。手荷物重量が手荷物切符に記録されていない場合、受託手荷物の総重量はその運送クラスにおける無料手荷物許容量を超えないものとします。受託手荷物で従価料金制度により超過価額の申告がある場合、当社の責任は高い方の申告価額に限られます。

16.3.6 本条約に別段の定めがある場合を除き、当社は、本条約に従って毀損と費用が証明できる場合に限り、回復可能な損害賠償についてのみ旅客に責任を負います。

16.3.7 当社は、旅客の手荷物に起因する損害に責任を負いません。旅客の手荷物が原因で他者や当社の財産を含む他の財産に損害を与えた場合には、旅客がその責任を負い、当社に賠償します。

16.3.8 本9.3の条項で受託手荷物にすることが禁じられている物品（破損しやすいまたは腐敗しやすい物品、特別な価値のある物品、電子機器、宝石、貴金属、コンピューター、パーソナル機器、譲渡可能証券、株式、またはその他の貴重品、ビジネス書類、パスポート、その他身分証明書、またはサンプルを含みますが、これに限定されません）に対する当社の責任は、当社が適用できる抗弁権を援用し、本条約が取り決めた負債の制限を超えません。

16.3.9.

ハードケース、または適切なケースに収納されているスポーツ用具あるいは楽器に対する破損に対し、当社は責任を負いません。また、ハードケースに収納されていた場合でも、ケースそのもので破損しない場合は内容物の破損に対する責任を負いません。

16.3.10. 既存の破損がある手荷物に対し、当社は責任を負いません。

16.3.11. サイズ、重量が過度に大きいもの、または過度に詰め込まれた手荷物に対し、当社は責任を負いません。

16.3.12.

通常の手扱いは、手荷物は多少の取扱い痕が残る場合があります。小さな切り傷、かすり傷、擦り傷、多少の汚

れ等、通常の取扱いにおいて生じる損傷に対し、当社は責任を負いません。また、車輪、フィートストラップ、伸縮ハンドル、ハンドル、ハンガー、フック、フラップ、ポケット等、突出部分その他付属品の破損に対する責任も負いかねますのでご注意ください。

16.3.13. 製造瑕疵による手荷物の破損に対し、当社は責任を負いません。

16.3.14.

当社が旅客の体調または体調の悪化に起因するいかなる疾病、負傷、身体障害、死亡については責任を負いません。

16.3.15.

本運送約款は、本条約および責任の排除または制限を含み、当社の指定代理店、使用人、従業員、代理人に対しても当社に対するのと同様に適用されます。

16.3.16. 本運送契約のいかなる条文も、別段の定めがない限り、当条約または適用法令等の下にある当社の責任の排除または制限を撤回できません。

16.3.17.

十分な耐久性のない布袋、紙袋、ポリ袋に収容されたもの、あるいは開口部がロックされていない等、内容物の安全が確保できない収納物に対し当社は責任を負いません。

16.4 国際運送 - 特別合意

16.4.1 本 16.4 の条文は、別段運送人から旅客に対する別段の定めがない限り、旅客の旅行に関連する他のいかなる運送人をも拘束しません。

16.4.2 当社は、当条約が適用され、航空券上で当社の航空会社コードが記載されている飛行区間で運航されるすべての国際旅客運送に関し、以下の通り同意します。

16.4.2.1 当社は、当条約第 17 条の損害に対する請求に関する第 22 条(1)の責任の制限を行使しません、

16.4.2.2 当社は、当条約の第 20 条(1)の抗弁権を、113,100SDR を超えない当該請求の一部に対して援用しません。

16.4.2.3 当社は、遅滞なく、ただし如何なる場合でも、補償を受ける権利を有する自然人の判明後 15 日以内に、被った艱難の程度に基いて、さしあたっての金銭的必要性に対処し得るよう、前払をします。

16.4.2.4 16.4.2.3 の段落に影響を与えることなく、死亡した場合の前払金は旅客 1 名につき 16,000SDR の ECU 相当を下回らないものとします。

16.4.2.5 本契約における当社からの前払金は、責任の認識をなすものではなく、当社の責任に基づいて支払われる後続の総額と相殺されますが、当該損害が、負傷したあるいは死亡した旅客の過失に起因するものであることを当社が立証した場合、あるいは前払金を受けた当該旅客の不注意が原因だったことが後日証明された場合、または補償を受取る資格を有していない人物であったことを当社が立証した場合は返済していただきます。

16.5 明らかに明記されていない限り、本運送約款のいかなる内容も、当条約または適用法令等により行使可能な当社のいかなる責任の排除または制限、もしくは抗弁権も放棄するものではありません。前述の条項の一般的な意味に影響を与えることなく、本運送約款のいかなる内容も、旅客の死亡、損傷、またはその他の傷害に関して補償を支払う責任のある、または死亡、損傷、または他の傷害に関して補償をすでに支払った社会保険や類似する団体または個人に対して、当条約または適用法令等により行使可能な当社のいかなる責任の排除または制限、もしくは抗弁権も放棄するものではありません。そのような請求は、当条約の第 22 条

(1)の制限および第20条(1)の抗弁権に従います。当社は、旅客または旅客の扶養家族に対し、回復可能な補償的損害賠償としていかなる社会保険あるいは類似する団体から支払われる金額よりも超過して補償します。

#### 16.5.1 南アフリカ国内の運送

当条約が適用されない南アフリカ共和国内のすべての国内運送に関し、旅客の死亡、損傷、他の傷害に対する当社の責任は、1,000,000（百万）ランドを限度とします。これには、訴訟費用と経費が含まれます。当社の責任は、請求額の妥当性が証明され、当該事象が当社側の過失によるもの、またはその結果生じたものであると証明された場合に適用されます。ただし、本制限は、損害の原因となることを意図して行った場合の、または無謀にもおそらく損害が発生するという知識があった場合の作為または不作為には適用されないことが条件です。

---

### 第17条 - 損害賠償請求期限及び出訴期限

#### 17.1 請求の通知

旅客が別段証明しない限り、手荷物の引き渡し時点で手荷物合符の持参人が苦情なく手荷物を受取ることで、当該手荷物が良好な状態で運送契約に則り無事に引き渡されたという十分な証明となります。旅客が受託手荷物の毀損に関する苦情の申立て、または訴訟を希望する場合は、毀損の発見からできるだけ早く、遅くとも手荷物の受取りから7日以内に当社に知らせる必要があります。旅客が受託手荷物の延着に関する損害請求の申立てあるいは訴訟を希望する場合は、手荷物が旅客の手に渡ってから21日以内に当社へ通知しなければなりません。これらの通知は、全て書面にて行う必要があります。

#### 17.2 出訴期限

目的地に到着した日から、または航空機の到着予定日から、または運送の中止した日から2年以内に出訴がない場合、損害賠償請求権のすべては消失します。制限期間算出方法は、事件が係属した裁判所の法によって決定されます。

**ご注意；国内運送（南アフリカ国内のみの場合）に関する出訴期限は3年以内です。**

---

### 第18条 - 改定及び権利放棄

当社の代理人、従業員、代表者のいずれも、本運送約款のいかなる規定の変更や改定、または権利放棄する権限を有しません。

これらの条件は、旅客と当社の間で拘束力を持つ契約です。旅客は、本規約の内容に拘束されることを理解した上ですべての条項を注意深く読む必要があります。

---

## 第 19 条 - その他の条件

旅客と旅客の手荷物の運送は、当社に適用される、または当社が採用する他の規定および条件にも従って行われます。これらの規定および条件は随時変更され、重要なものです。それらの内容は多岐に渡りますが、同伴者のいないお子様、妊婦の方、ご病気の方の運送、電子機器製品の使用制限、機内でのアルコールの摂取、動物の運送などに関するものです。

---

## 第 20 条 - 解釈

本運送約款の各条項のタイトルは便宜上のものであり、本文の解釈に使用されるものではありません。

航空会社の正式名称：南アフリカ航空（South African Airways SOC）

正式名称の省略形：SA